

## 令和7年第11回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和7年11月25日(金) 午前 9時30分

2 閉 会 日 時 令和7年11月25日(金) 午前 9時42分

3 場 所 小国町役場 4階 大会議室

4 出席した委員 1番 安 部 茂 5番 小 嶋 剛  
2番 大 谷 健 人 6番 金 敦 子  
3番 横 山 隆 藏 7番 山 口 満  
4番 舟 山 孝 夫

5 欠席した委員 なし

6 出席した職員 事務局長 伊 藤 哲 史  
事務局次長 大 谷 愛 子  
書 記 安 部 佳 奈

7 欠席した職員 なし

8 付 議 案 件

議第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について

報第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 皆様、おはようございます。

本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。ただいまから令和7年第11回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は、本日1日限りといたします。それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、5番委員、6番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第23号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第23号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

申請地につきましては、お手元にお配りしている資料の1～2ページでご確認ください。

この度の所有権移転は、譲受人が耕作地を拡大するため希望されたものです。なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いいたします。

5 番委員 この3条申請に関わりまして、私のほうで調査をさせていただきました。  
今、説明あったように、譲渡人が、■■■■市の■■■■さんということでありますけども、以前■■地区に■■■■さんという家がちょうど■■さんの脇と■■■■さんの間に家あったんですけども、今は家をほごして、この■■さんが後見人ということで■■に住んでおられまして、その屋敷跡等の草刈りとか管理、全て■■さんがやってるということであります。譲受人の■■■■さん、この人は、■■■■さんの次男坊でありまして、今、お勤めが、■■の運送会社かな、そっちの方に行ってるらしくて、ただ農家の息子というようなことで、今回説明あったように、何ら問題ないということの所有権移転の部分に関しては問題ないということでありまして、両者ともに立会い出来ないというようなことで、■■行政書士のほうに委任されているということでありまして、11月21日8時半から現地調査、■■さんと私と調査をさせていただいたことであります。地図載っておりますけども、ここの赤く記されている場所、若干表示が違っておりまして、実際の場所が、■■■■さんという家載っていますが、これもほごして、ありません。ここ空き地になっておりまして、ちょうどその■■さんの後ろに、細長い四角で囲んだところ、これが■■さんの資材の物置というか、手作りの小屋が建っておりまして、ちょうどその裏、畑のマークみたいのありますけども、そこの一部、小屋を含めて面積が約3畝半分くらいの面積があったんですけども、確認したところ、そこには水路も通っておりまして、境杭がちゃんと立っておりまして、確認できる場所でありました。だからこの赤いところじゃなくて、赤いところは■■さんの杉が植わってるちょっとした場所であります。その脇の部分の3畝半分、その面積になります。355㎡ですね。地目は畑でありますけども、現状は雑種地となっております。畑にするにも、若干、木を切って、ちょっとトラクターでうなるには難があるかなというような場所で、何年も放置しておった場所でありますのでそんな状況であります。■■さんのちょうど境にも畑あって、■■さんの家はほごしてないということで、境もしっかりしておりましたし、何も問題ないということで確認をさせていただきました。以上です。

議 長 ご質問がありましたらご発言をお願いします。

議 長 ございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議 長 議第23号について、申請どおり、許可することにご異議無い方の挙手を求め  
ます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第23号について、申請どおり許可するこ  
とにいたします。

議 長 次に、報第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程い  
たします。

議 長 報第7号について、事務局に報告を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理に  
ついて」を上程します。事務局に報告を求めます。

事 務 局 (説明)

11月総会に係る申請書受付期間の10月11日から11月10日までの間  
に届出があったのは1件でございます。内容につきましては表に記載のとおり  
でございます。書面をもって報告させていただきます。

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第11回小国町農業委員  
会総会の全日程を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

(午前 9時42分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和7年11月25日

議 長

署名委員

署名委員